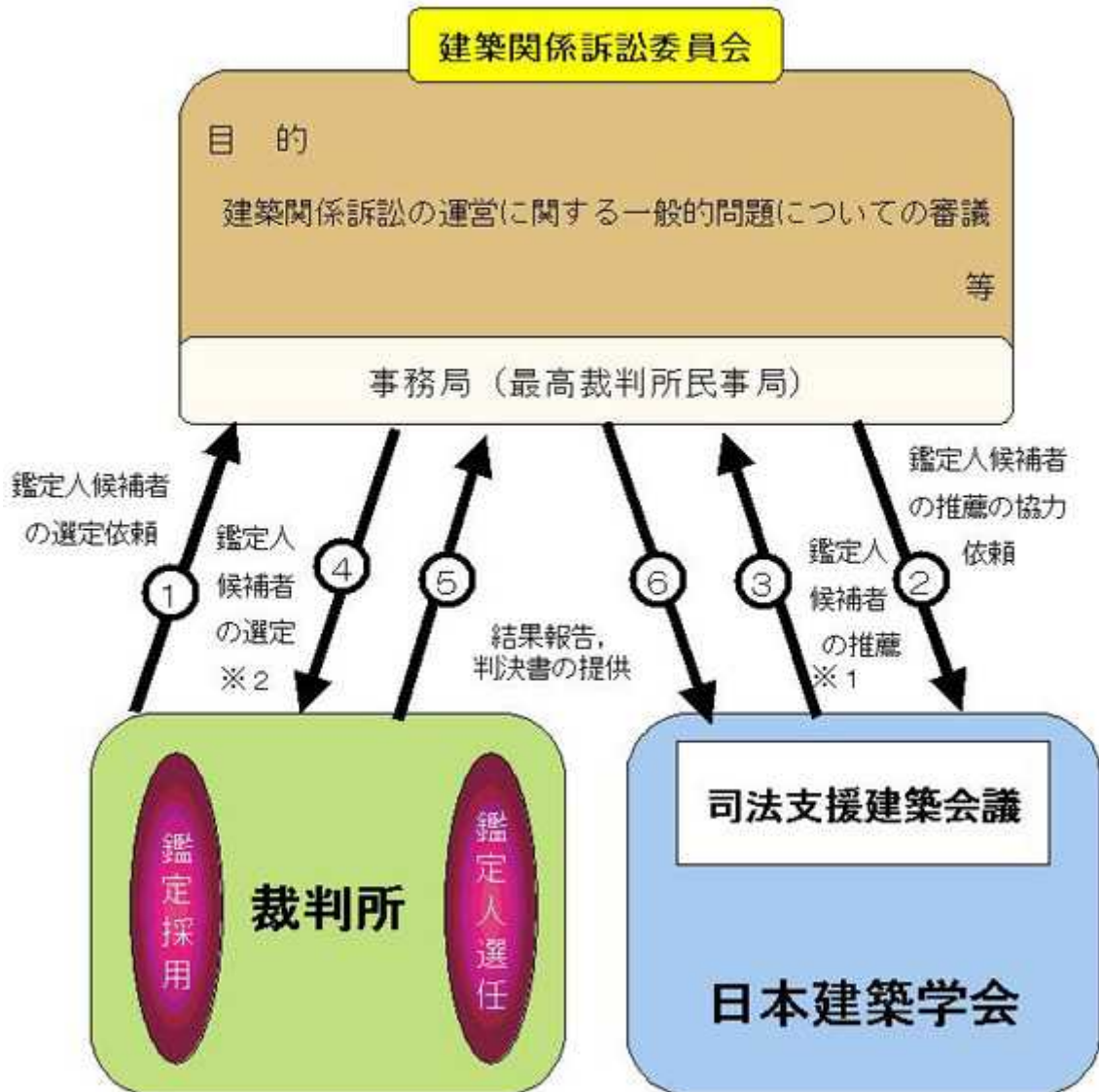


建築関係訴訟委員会（概略図）



※1 推薦は法的強制によるものではありません。

※2 選定された鑑定人候補者を鑑定人に選任するかどうかの判断は、各裁判所に委ねられます。

（調停委員候補者についても、基本的には同じような手順で選任されます。）